点検に関する覚書（案）

山梨県教育委員会教育長（以下「甲」という。）と＿＿＿＿＿＿（以下「乙」という。）との間において令和８年４月１日に締結した「自家用電気工作物の保安管理業務に関する委託契約書」（以下「原契約書」という。）第７条第３項に定める覚書を次のとおり締結する。

1　原契約書第２条第２項に定める設備について、甲は山梨県知事の保安規程に定めた点検を専門業者に依頼するとともに、点検結果の記録を乙に提示するものとする。
2　乙は点検結果を確認し、必要に応じて甲に助言するものとする。
3　甲は、原契約書第２条第２項に定める設備に係る事故等が発生した場合、速やかに乙および別に依頼した専門業者に情報を共有し、必要な対応を三者が協力して行うものとする。
4　甲は、依頼していた専門業者との契約期間が終了した場合は、速やかに乙に連絡するものとする。
5　本覚書において想定していない事象が発生した場合は、甲乙とも誠意をもって協議し、対応するものとする。
6　本覚書の有効期限は、本覚書締結の日から原契約書の契約期間満了までとする。

以上の証として本覚書を２通作成し、甲、乙が各１通を保有するものとする。

令和８年　　月　　日

委託者（甲）
住　所　山梨県甲府市丸の内一丁目６番１号
氏　名　山梨県教育委員会　教育長　＿＿＿＿＿＿　㊞

受託者（乙）
住　所
氏　名　㊞